

第4回 二宮町町民活動推進委員会 会議議事録

日時：平成23年9月1日（木）19:00～21:00

場所：二宮町役場2階 第1会議室

出席：山内委員長、高橋副委員長、石井委員、工藤委員、澁澤委員、高橋委員、塚越委員、手塚委員、西尾委員、山口委員

欠席：荻野委員、武井委員

傍聴：あり

配付資料（当日配付）

- ・会議次第
- ・資料1・・・協働まちづくり補助金制度の改善点等について
- ・資料2・・・平成23年協働まちづくり補助金交付団体活動現場確認委員希望一覧
- ・参考資料・・・平成23年度 二宮町協働まちづくり補助金採択事業が決定しました！

1 開会

事務局：定刻となりましたので、只今より、二宮町町民活動推進委員会を始めさせていただきます。

本日、中南信用金庫二宮支店長の西方委員さん、9月1日で異動が出されたという事で、後任といたしまして、塚越委員さんが委員となりましたので、ご報告させていただきます。それでは次第に沿って進めさせていただきます。2番目の委員紹介を始めさせていただきます。

2 委員紹介

3 委員長あいさつ

委員長：天気が不安定の中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回の審査会の時はシンポジウムの講師という事で出られませんでした。ご迷惑をかけました。今日の審議あるいは、行うべき事というのは、来年度の方向性を決めて行くということになるかと思います。良い議論が行われる事を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局：本日、傍聴希望者の方がおられます。よろしくお願いいたします。傍聴者の方には、審議中につきましては、ご発言等控えて頂くよう、よろしくお願いいたします。本日の会議の議事録の署名人でございますが、委員長と、塚越委員に署名をお願いしたいと思います。それでは議題のほうに入っていきたいと思います。

4 議題

事務局：それでは議題の1ということで、平成23年度協働まちづくり補助金及び制度改善点及び、次年度の方向性について、資料1をご覧ください。

（事務局の説明）

委員長：どうもありがとうございます。アンケートによって、委員さんの意見を出してもらったわけですが、今日は進め方として、各委員さんの意見を並べた形になっているので、今日の段階では、これについて、委員さんの意見交換、また改善を示した意見があれば、それを言っていただき、次の時にそれをまとめたかたちにして出してもらおう。当然、町の意向があると思います。事務局サイドとしての考え方も出してもらい、正案を出してもらいたいと思います。

<募集時期、期間について>

事務局：「年度内に補助の決定までを終了するとよい」という案が出ています。

これは、理想論で、何回も出てきています。3月までに募集を終えて引っ掛かれば、4月から
の事業展開、見通しが立てやすい。ということなのでしょう。これには予算措置の問題があり
ます。

委員：最近、他の市や町では、「通ったら出るのですよ。」ということをして1行書いて、プレゼンまで
にお渡しする。というかたちが増えていきます。やりようなのかな、と思いましたのでまた書かせ
てもらいました。

委員長：ちょっと、そのやり方を研究してみませんか。役場で見直していただだけませんか。それで提示
していただいたほうが良いと思います。できることもできないこともあるでしょうから。
可能性があるのかどうか、あるいはそういうやり方があるということで役場の中で決めてもら
えれば良いと思います。

委員：この間のプレゼンテーションは6月ですよ。ここでもって補助団体が決まったのですが、そ
れはいつから動くのですか。

事務局：あの後、正式に決定をさせていただいて、7月中にすべての団体に請求をあげていただいて、
請求の出てきた時点で処理をしています。

委員：今、年度内にというご提案がありましたが今行っているものと、どのくらいのズレが生じます
か。

事務局：今の状況ですと、12月中に募集で1月にプレゼンをやり、決まったら4月の段階で措置をする
ということなので3ヶ月のずれになります。

委員長：3ヶ月ずらせばいいということですか。

各団体として、その3ヶ月間が重要だという事を身にしみているのだと思います。

委員：次年度の事業は、決定までとすると、人員配置を含めて計画が立てやすい。今年はまだ地震
の関係もあって、いろいろなものがずれ、遅れ遅れになっていますけれど、通常でも5月と
か6月ごろじゃないでしょうか。せめて、今回は4月にプレゼンで決定するとか、今はだいた
い12月募集が通常になっていますけれど、県の場合ですと来年のものを今、募集しています
からね。

よろしくをお願いします。

<募集方法について>

委員長：募集方法についてはいかがでしょうか。なんらかの問題があったから、このような意見が出た
のだと僕は理解しているのですが。

委員：たぶん広報とかたちでは全て読んでいただいていないと思います。目にふれたかふれてい
ないかということで、たぶん、活動している方は町の職員さんと接触していると思うのですね。
その時に、「こんなのが来たけど」と言われた時に職員さんのほうで「いや、知らない」とな
ってしまうとそこで終わってしまう話しになります。せめて職員さんのほうもある程度知って
いて、「そうだね。今年はこれを使ってみようか」というようなことがあってもいいのかなと
思います。

私もお付き合いしているなかで、市民活動の関係課でない所に行くと「知らない」という事が
多いので、縦割りとか、みんなで情報共有をしていただきたいと思います。職員研修など
がありましたら、わからなくてもいいのでお話ししてください。というお声かけ事があっても

いいのかなと思います。

広報は毎年、頑張ってくださいますので、これ以上はやりきれないのかなと思います。

事務局：その辺ですね、近くなりましたら、課長会議等ございますので、その中で話したいと思います。

課長会議で話した事は課員のほうに伝わりますので、町民課で募集をかけますので、何か相談がありましたら、町民課の窓口に寄っていただくというようなかたちで、もっていききたいと思います。

委員長：情報の共有化。住民はそうは考えないので、サービスというのは一つの考え方だと思いますのでよろしくお願いします。

<補助対象経費について>

委員長：「従事者の人件費をある程度は見るようにできませんか」ということですが。人件費は見えない。

委員：見えていないですね。

委員：ボランティア費用ということで時給千円くらいのところもありますし、500円だとか、普通の講師が出る場合は1万円だけど、内部講師さんだと1200円といろいろつくっている所もあります。

委員長：団体活動の意味合いにも問題があるかと思います。ボランティアの関連だとか。それはそれである程度、人件費を必要としますよね。

委員：それは1つの投げかけで、経費をもう一回整理していただけたらと思います。皆さんで議論したほうがいいのか、と思います。

委員長：やはり、方向性につきますと思うのですよね。では2つめ。事業収入。

委員：前回、いくら稼いでも補助を受けた分を、お返ししなければいけないというような議論があったので、どうするのが一番いいのか、プランが無いのですが、事業ごとの収支をしっかりと見て、管理費のような考え方とか、先程の人件費も同じなのですが、団体さんにお金がプールできるようなしくみをつくってほしいと思います。補助をもらい終わったあとの、団体さんの力加減というのが、もうちょっと育成できるのかな、と思ったもので、その辺をできたらと思います。「明確にこうしたらいいですよ。」というプランは私には無いのですが。

委員長：そういう視点から言えば、そうだと思いますが。行政はそうは考えないですよ。

考え方が違うのですよね。お金を貯めてはいけませんよね。

委員：貯めさせてあげてください。お役所のために出しているのでしょうか。

事務局：決算の持って行き方というところと違いかも知れないのですが。

委員：予算の決算のところに書いたのですが、会全体の会計と事業そのものの会計というのをちゃんとしっかり分ければ、内部流用が出来るような気がするのですよ。皆さん「これ、お願いします。」と言ってくるではないですか。それをもうちょっと、会全体の会計と事業そのものの会計とを、しっかり分けて考えるようなことが出来ないのかなと思います。

委員：二宮町の商店街協同組合というのは、組合と補助委員、2つあるのですよ。組合というのはあくまで組合で JOY というのは二宮の加盟店で買い物をするポイントを押してくれるのですよ。商連の中では、組合と JOY、会計が別々なのです。商連というのは二宮商店街協同組合1つなのですが、その中に2つの組合会計と、カード会計。組合会計は非営利団体。ここは会費でやっているのですが、JOYの方は営利団体でやっています。本来は商店街協同組合がやっている事業なので、組合と JOY と一緒にしてもいいのだけれども、片方は営利、片方は非営利で一応会計は分けています。補助金なども組合で申請する場合と、JOYで申請する場合と2

つに分けています。団体も事業としてやっているのなら、利益を得る物の会計、会費などで運営している非営利の方は、組合会計のような形で2つに分けたほうがいいのかもしいですね。

委員：なにかそんな気がします。NPO の場合も法人さんの場合も何をやってもいいわけなので、基準がある程度出た場合は、本来の営利のほうにきっちり回して、そこで法人が出来上がっていく事を考えると、任意の団体さんも同じ事が言えるわけで、なにがなんでもプラスマイナス0にするような会計を、お勧めするのはちょっと違うかなという気がします。

委員：補助金の場合が残ってしまうと、次年度に補助金を申請する時に、前回 400 万申請して、100 万しか使えなかったから、今回は 100 万で良いのではないかとと言われてしまいます。今言ったように、お金を動かして非営利、営利の2つに行き来しながら、調整していくということですね。

委員：それが、全体会計と事業ごとのお金のやりくりの両方がないと、団体さんが継続的に活動するには厳しいものがあるかなという気がします。そこをちゃんとみてあげればいいと思います。別にズルをするとか、そういうことではないと思います。

委員：会計報告がしっかりできていれば、いいのではないのでしょうか。

委員長：ただ、一般論からして、税金を使っていくので、事業の補助みたいにとられてしまうと、町民に対して困るのですよね。はっきり説明が出来ればいいのですが、そこがちょっと心配ですね。

委員：事業といっても、営利事業ではなくて、公益事業。いわゆる社会貢献事業。例えば竹の会さんなど、一生懸命やられているけれど、収入源の竹を売ったらその分がどこかに行ってしまう。そこはもうちょっと違うやり方で、竹炭を作るという事業で助成金申請をして、売るといふほうとは分けて、団体の会費を集めるためにやればいいと思います。別に 500 円の物を 1000 円で売ろうとしているわけではなくて、へたすれば、200 円や 300 円でお譲りしているわけで、決して大儲けをしようとしているわけではないと私は思うのですよね。

委員長：事業展開できるような団体もあれば、全くそうではない団体もあるでしょうし。それから、会計上の事ではきちっとした説明ができないといけないと思います。スタッフがいなくてもいけませんし、いろいろな問題があるので、ちょっと検討してみてください。

<応募方法について>

委員長：応募方法という点ではどうでしょうか。事前チェックというのは、かなり年々改善されてきていると思うのですが、あまり煩雑になると団体の収入ということなのでいけないとも思います。

委員：出来るだけ応募しやすく、書きやすい。それが一番のねらいだと思うのですよね。

委員長：詳しく出せということですか。

委員：団体全体のボリュームをちゃんと出してもらって、申請を出す事に関しては写しだけにすれば簡単じゃないですか。団体の収支、事業報告書というのは、各団体で冊子を作っていますから、それを出すだけで別に新しく作るものではないと思います。年度毎の報告書を団体さんであれば作っていると思うので新しく作る必要はないと思います。

1 年 12 カ月終わったら、総会までとはいかなくても、会員さんに向けて、当然なんらかの収支報告書は作っていると思います。それを示したほうがいいと思いますよ。逆にそういった所にお金（税金）を出すという事のほうが危険だと思います。

委員長：それは、正論なのだけど。

委員：気持ちはすごく分かりますが、それを出した時に「1 年間どのくらいお金がかかっていましたか」というお伺いをしながら、作っていてもいいのかな、と思います。そういうのがないところが多いですよ。

事務局：全部渡してもらっています。急いでつくっている所もありますが。

委員：それでもいいんじゃないですか。こういうのって、応募する時に急いで頑張って作ることがいい勉強になるし、助成金申請って、団体を見直す良いチャンスと言われるので良い事だと思います。逆にその時がチャンスなのです。その時に「いいや、いいや」としてしまえば結局そのままになってしまいます。

委員長：それはやったほうがいいに決まっています。どの程度の範囲で、具体的に「この程度でやりますよ」というと判断出来るのですが。前の時に、非常に詳しく出してくれている団体もあれば、非常に大雑把に出しているところもありました。非常に詳しく出しているところには、「いらぬ項目です。この程度書いてくれればいいです。削除しましょう。それでは皆さん、書く様式は揃えて行きましょう」ということになりました。

委員：私は逆に揃えないで、自主的なフォーマットにすればいいと思います。

委員長：自主的なフォーマットにすると、家計簿的なものになってしまうと思います。

委員：家計簿でもいいと思います。1年間このくらい収入があつて、「これくらいお金がかかったよ。」と団体さんが認識する事が必要だと思っているので、課目とか項目とか、言葉とかはなんでも良いと思っています。差し引きがあつていればいいと思います。

委員長：活動報告書、出納関係がしっかり書かれていればいいということですね。

委員：事業報告書を持ってきたときに、計画書をそのまま持ってくる団体さんがいます。計画の時は6月でもいいのですが、報告書には「6月15日と書いてください」という話しをすることによって、その団体さんの歴史が蓄積されるのです。そのくらいのものであつて、フォーマットを作ることはないと思います。団体さんとして認識していれば、そんなに難しいことを、要求しなくてもいいと思います。

委員長：各項目やご意見というのは、ある程度最低限のものをつけないといけないと思います。“どの程度のかたち”と見えるかたちで各委員さんに示せたほうが良いのではないかと。そこまでは必要ないのかどうかの議論をしたほうがいいと思います。団体がステップアップしていくためには雛型があつたほうがいいです。ただ、少人数の団体だと、一人の人が全部、日々の仕事の合間にやるのは大変です。

委員：委員長がおっしゃったように大変ですよ。出来そうで出来ないですね。

委員：商工会は商工会の事務局の専任が申請とか年の事業計画とかそれに係る予算とか全部事務局が計算してやります。商連は理事長が仕事の合間に一生懸命計算して、いくら申請を出して、事業収入がいくらあつて、何にいくらお金がかかつて、給料を誰にいくらと仕事の合間に全てやりますから、決算までマイナスですよ。

補助金の申請をする時もそれをやって、町に申請を出したり大変なんですよ。

委員長：各団体において、組織は組織として完結するために頑張ってくれていると思います。

<審査選考基準について>

委員長：次の、審査選考基準というのはいかがなものでしょうか。何かご意見ございますか。

委員：基準に関しては、それぞれの経験の中で構えていることなので、そんなにナーバスになることはないと考えています。正直に言えば私は町の事情がよくわからないので事前にある程度の意見交換というものが、1回はあつてもよろしいかなと思います。

それは、基準を揃えるという意味ではありません。

委員：「税金を使わせていただく」という気持ちは持ってもらいたいですね。何がなんでも「よこせ」では困ります。

委員：そうです。他の人が税金を使う時に文句を言っていて、自分が使う時に「これでいいだろう」というのは、私は絶対ないと思っています。そこはきちんと計算ができるのが前提かなと思っています。

委員長：この問題については議論が必要だと思います。

従来は世論を誘導するようなことはやめようとしていたのですが、委員さん個人個人の責任で、自分で話しをしていたわけですけど、いろいろな事情で改善があれば、客観的な形で判断していきたいと思います。私達は税金が適正に使われて、地域の活動に貢献するというのが目的です。この審査員欠員時、私の持ち分は各委員さんに配分されたものと言い返すしかないと思うのです。

という事で、この発表・質疑時間というのは皆さまおおむね良いということによろしいかと思っています。それから、団体審査の発表については、意見がありました。

委員：当日はご案内したように、先程委員長がおっしゃったようなかたちで、各人の評定によって非交付、交付という形がでてきました。それを公表するというのは、町民の補助金の要件を満たしているかどうかということをお筋で答えます。それしかないですね。

他の市はどうなっているのかというと、小田原市などは申告件数に比べまして、非公開が結構多いですね。それについてのコメントもないですね。平塚市もそういう点ではないです。ただ、平塚市の場合は、言葉は悪いのですが敗者復活があります。「あなたの団体はこういう訳で非交付になりました。だけど、こういう場合はどうなのですか」というような質問の場があります。このような方法もあるのかな、と思います。先ほどの話しではないですが、審査発表はそういう意味では、非交付団体にとって残念ながら抽象的なのですよ。

委員：団体はどうしてそうなったのか、知りたいですよ。

委員：あの時に確か、ある程度終わってからご質問を一応設けました。そうしたら、ある団体が質問し、もうひとつの団体は手をあげたけれど、何も言わなかった。

そこで、反省点ですが、閉会する前に聞いた方が良かったのかなと思いました。一団体は終わってから「どうだった」と聞いてきましたよね。

委員：ここに書いてあるのは、当日の発表は交付、非交付の発表で終わりという事です。非交付になった団体は、“こういう点が良かったけれども、こういう点がちょっと難しかった”というのを、それこそ審査員全員の感想をまとめて、“次回こうしたらいいのではないか”と書いてお渡しすればその団体さんがむやみに落とされたのではないと理解してくれるのではないかと思います。また次に上がってくるためのステップアップになるのではないかと思います。やみくもにみんなのいる所で受け答えをしてしまうと、熟度しない答えを出してしまうので、あまりよろしくないと思います。当日は交付出来るか出来ないかの無機質な発表にしておいて、その後、「結果と内容につきましてはちゃんと文章でお知らせいたします。」ということで、閉めたほうがいいのかと思いましたので、そう書かせていただきました。

委員：この委員会は、交付団体についてコメントは無しですよ。逆に言うと、プレゼンテーションの質疑応答に誠意を持っていかないといけないと思います。

委員：二宮の場合はそこがきちんと明確なので、私はわかり易いと思います。そこをきちんとみなさんとやっていけば、わかるのではないかなと思います。

委員：具体的に「こうやるんだ」というのが出てこないといけないと思います。

委員：「協働まちづくり」なのですよ。そこの部分の気持ち入れをどう受け止めるかだと思います。

委員：貴重な税金を支援として行うということについて、私達が町民の一人として理解しなくてはならないですね。

委員長：方向性としては後日もう一度という事にはならないと思います。いずれにしても、非交付団体に対してはきちんとした説明をしなくてはいけないと思います。その上で再チャレンジをしていただきたいと思います。審査結果については、団体宛てに通知したほうがいいのでしょうか、それとも一覧でいいのでしょうか。そこを含めて検討したいと思います。今までの委員長公表というのは、団体に対しては、「頑張ってやってください。」と激励の公表で終わっていました。今後はそうではなくて、町で説明をしていくということを求められるということなのではないか。

委員：申請よりも必ず交付金が下がっていますから、100パーセントぼろ儲けという話しではないわけですね。交付金額を下げられた団体さんだっただけで、「えっ、なんで」と思っているところがあるから、それはあったほうがいいかもしれないですね。

委員長：それ以外に委員同士の意見交換と、その文面を作る日程をどこかにとらなければいけないという事になります。たぶん事務局の負担になると思うのですが……。そこを含めてやれるのかどうかですね。

事務局：個人的な考えで申し訳ないのですが、交付するか、しないかの決定をする場合には議論はなされないですか。

委員長：してこなかったですね。

事務局：議論した場合に、ある委員さんの考え方があって、議論している間に「その考え方って違うのではないかと」思っていた事業の内容が、「そういうことなんだ」ということで、意見が変わってしまうことがありえるのではないかと思います。議論を先にするか、後に議論をするかということで、団体に対しての考え方が違ってきってしまうということは、事務局としても懸念しています。そうしますと、審査方法を見直さなければいけないのではないかと事務局でも話しているところです。どうすれば団体にも分かり易く、審査にも分かり易くできるか。審査基準がないので、8項目で点数をつけていただいています。

その点数で決めさせていただいていますので、その辺を修正かけた場合にどうなるかですね。

委員長：統一して議論を修正しようという考えはないですよ。各委員さん、個人の考えは違うので、自分が良いと思った人が他の人から見たら良く見えなかったりすることは良くある事です。全体的な傾向としては“こうなりました”ということで良いと思います。満点を出す人もいれば、ぎりぎりの点数を出す人もいます。満点を出す人がいたら“その期待に答えてください”と。足りないということになれば、委員さんの中に、懸念する人がいるということです。そこで意見をして、ひっくり返しても補助金の内容を変えようということにはならないわけです。我々は委員会として組織化しているけれど、審査する時は、一人一人が実践と責任を持ってやっていますので、その意見を尊重したのが結果です。

委員：国会の議会と同じ事をやっているわけですね。

委員長：そんな事をしていたら、点数を出さないで「これどうしますか」と1から議論して全体の議論をまとめなければいけないという事になりますよね。

いくら時間があってもダメですよ。

事務局：わかりました。

委員長：もしやるのであればという話しですよ。やるかどうかまだ決まっています。そこまで含めてやるかどうか、検討しなくてはいけないと思うのです。

委員：活動の捉え方、持って行き方など非常に難しい。今、事務局がおっしゃったような、議論出来ないという問題も出てくるという事を知っておかないといけないと思います。両方併用で行く

のならいいのですが。推進委員会として一つの課題だと思います。

委員長：必ず反対意見があるので、多数の意見が可決されるというかたちでもっていかないといけないと思います。

委員：「これこれこうですよ。」と言えるのが一番望ましいですね。

委員長：「どういう理由でこの点数になっています」という事を記録を取って、あとで事務局、委員長、副委員長で案を作り正案を出すという事でしょうね。そのやり方で良いのか、あからさまに出てくるのが良いのかも知れないし、あまり、先走ってはいけないので慎重に対応していきたいと思います。

私が心配しているのは、委員は変わるけど、委員会は継続するということです。新しい委員さんに対して、事務局がきちんと説明できるようにしなくてはいけないと思います。性格が変わるのはあまり良くないです。そういう事でよろしく願いいたします。

<その他全体的に見て>

事務局：その他、全体的に見てということですが、一回り、二回りすると、やる事がなくなるのです。あるいは「やろう」という人もなかなか出難くなります。最初の頃は団体も多いのですが少なくなっていく。人口の多い自治体ならともかく、こういう小規模な自治体は人と一緒にやってくるのはなかなか難しいですね。何かこの問題を突破する方法はありますか。

委員：協働事業にしてしまうという方法があります。要は3年くらい事業としてやった事が成果を出しているという評価をされれば、町の事業の一部として継続的にサポートされるよう、町の事業に移行して行くのはありだと思います。お互いに関係がわかっているならば、町の事業も広がって行くと思います。

二宮の場合は条例が出来上がっているの、条例どおりに審査して行くと、そのような事業しか上がってこないのです。どれをとっても協働事業にありうる、というのが前提なので、少しずつ移行していくというのはどうでしょうか。

委員長：町の中で条例改正をしなくてはいけないでしょうか。人が変わっていけば考え方も変わるし、時代も変わっていけば、見方も変わっていきます。柔軟に対応できるように町の中の政策会議の中である程度決めて、なんらかの試案を出すなどして、方針を変えていかないといけないのかもしれない。

委員：私はその考えです。

委員：やはり、根底部を変えていかないと、動きようがないですからね。行政は条例によって動くわけだから。

委員長：前もって支援が終わったら、終わるのも有り得るわけですよ。

委員：そう。それはあると思いますよ。

委員長：条例を廃止して、新たな別のものを作ってもいいわけですよ。

委員：補助事業じゃないと、あの条例がまっとう出来ないというわけではないので、他の町の事業に移行するのも有りですよ。補助事業でないといけないのですか。

委員長：それを議論してください。

事務局：それだけではないです。

委員：そうですね。補助事業を辞めても、今の条例のまま、他の事業を政策することが出来るというのであればそちらへ移して行くというのも一つの考えだと思います。

委員：この委員会は、そこまで議論して良いというようにはなっていないです。

委員：なっていないのですよね。すみません。

委員長：このように議論して町長に出し、町長に諮問されたものだけをやっていく。諮問されたものというのは、「補助金でやってください」ということで、我々は毎年同じようにやっているわけですよ。

委員：この間、町長のお話で「補助金制度もそうですが、条例に基づいた活動が有意義なもの認められる場合、町としてもすばらしいことなので活動していただきたい」というコメントを聞きました。正当化されているか分からないけれど、一応そういうかたちにはなっているのですね。

委員長：それを全面に出して募集をかけなくてははいけませんね。

委員：団体さんに自立してもらわなければいけないですよ。

委員：この補助事業は自立を目指しているのか、「協働」と書いてあるので町として一緒にやっていきたい仕事なのかがわからないのですが。

委員：「協働」の部分が強いよね。

委員：そうですよね。条例はそのように読みとれました。

事務局：協働ですね。

委員：そうですよね。自立してくれなんて言っていないですよ。

委員：団体補助金というのは、終わりが無いといけないということで、町と協働で「本当は町がやるべきだったね」という仕事が仮にあったとしたら、それは続けていってほしいですね。

委員：その言い方だと負担金になりますよね。

委員：団体補助金というと、「その期限はいつまでなの」という世界になってしまうので、町と協働でやっていってもらう仕事と言えば、別の性格になるのかもしれないね。

委員：両方で役割分担をして、汗かくしてお金を出す。役割分担をして1つの仕事をしますよというやり方をしている所が“負担金”。本当に行政が補助するという目線で“補助”という所もあります。また、助けるという意味で“助成金”にしている所もあります。

委員：本来町がそこまで考えてやってこなくてははいけなかったね。という事業が確かにあるのですね。

委員：そうですよね。

委員長：今までの意見を踏まえて、次回は行政側の見解も添えて、議論をして、次年度の参考にしたいと思います。

(2) 平成23年度補助金交付団体活動現場確認について…資料2

(事務局説明)

(3) その他

平成23年度補助交付団体の町ホームページ掲載記事について

(事務局説明)

(4) 閉会(山内委員長より) 21:00に閉会した

議事録署名人

議事録署名人
